

### 第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-58 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	地域の生物相調査から行う環境影響評価研究	気象状況や人為的影響を考慮しながら、地域の環境との関連を調査し、環境評価を試みる。デング熱等発生時における蚊類調査は8分間人囀法が基本となるが、感染リスクを低下させるため昨年同等の捕獲特性を確認したBG-センチネルTM2トラップの利用について検討する。
	特定外来生物の防除法について	京都府ではツマアカスズメバチの発見事例はないが、国内侵入した場合に、選択的に捕集できるよう同属の在来種をモデルとしたトラップを作成する。
	ネオニコチノイド系農薬の脊椎動物に対する安全性について	カエル幼生を用いた短期暴露と長期暴露による影響を、個体レベルで観察する。
	揮発性有機化合物が大気環境に与える影響	大気中に放出される揮発性有機化合物（VOC）には、光化学反応を促進し光化学オキシダント（Ox）や粒子状物質（PM）を生成する物質が含まれるが、実態解明には至っていない。本研究では、府内におけるVOC反応生成物の動態を把握することにより、OxやPMの高濃度事象の原因究明や汚染機構の解明の一助とする府内のVOC濃度を把握し、OxやPMへ与える影響を評価する。
	PM <sub>2.5</sub> の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明（Ⅱ型共同研究/都市汚染グループ）	PM <sub>2.5</sub> の主成分である有機炭素（OC）については、その組成や発生源指標に関する知見が少ないため、地域/広域汚染、複合汚染の切り分けが難しい。本グループでは指標成分とされている有機成分を参加機関で同時測定し、地域的な汚染の特徴を把握する。有機成分の測定を通じて都市汚染に寄与する発生源の理解を深める。
	PM <sub>2.5</sub> の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明（Ⅱ型共同研究/輸送汚染グループ）	当所がリーダーの共同研究。広域的な観測網を構築し、参加府県や、提供依頼に応じた自治体のPM <sub>2.5</sub> 自動測定機のテープろ紙を保管して、これを分析試料とし、1時間ごとにエアロゾル粒子中の化学成分を分析する。中国大陸から日本海側への汚染輸送や、大阪圏あるいは名古屋圏から発生源の少ない京都・滋賀・三重への汚染の輸送について、特に無機元素成分を指標として、発生源・輸送過程・二次生成メカニズムの解明を目指す。
	環境音の周波数分析調査（全国環境研協議会騒音小委員会共同調査）	全国環境研協議会騒音小委員会の共同調査に参画し、補足調査やデータ集約を行う。
	京丹後局における酸性雨監視結果について	平成26年度から実施した京丹後局での監視結果について、PM <sub>2.5</sub> 濃度や25年度までの弥栄局での監視結果との比較も交えてとりまとめ、環境保全・公害防止研究発表会で発表する。
	高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明	リン酸エステル系難燃剤について、LC/MS/MSでの分析方法を検討する。また、リン酸エステル系難燃剤及びネオニコチノイド系農薬について、府内主要河川で採取した試料を分析し、実態把握を行う。
	京都府内の淡水ガメ生息実態調査	府内分布調査により定着初期と考えられた調査地点において、調査を継続し、定着時期や増加速度の推定、将来予測等を行い、アカミミガメ防除に有用な情報を提供する。また、淀城跡公園において、地域住民によるアカミミガメ駆除を技術サポートし、駆除による環境再生効果を検証する。
	京都府内河川水等の難分解性有機物の実態把握	過去に収集したデータを解析し、府内の中小河川等における難分解性有機物の実態把握を行う。
	ゴルフ場使用農薬分析手法の開発	監視対象ゴルフ場で使用された農薬のうち、分析方法が示されていない農薬及び当所で測定実績のない農薬について、分析方法を検討する。また、水産指針値が設定されたことに伴い基準値が大幅に見直された農薬について、分析条件の見直しを行う。
海域における水質管理に係わる栄養塩・底層溶存酸素状況把握に関する研究	北部閉鎖性海域において冬季にも貧酸素水塊が形成されていた阿蘇海と久美浜湾のうち、経年比較が可能な阿蘇海について、データの収集を行う。また、冬季の貧酸素水塊形成に係る要因等の情報について、関連データを含めて調査する。	

機関名	テーマ等	内 容	
中小企業技術センター	食品残渣からのリンの回収及びセルロースマテリアルの活用に関する検証	豆腐を製造する際に生じる残渣（おから）から、抽出により将来的に資源枯渇が懸念されているリンを、残った固形物からセルロースをそれぞれ回収し、セルロースナノファイバー（CNF）の作製等、セルロースの利活用方法について検証を行う。	
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を有効利用するため、シルクフィルムに関する研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。	
農林水産技術センター	農林センター	農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
		全国農地土壌炭素調査	京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO2吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
	海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等をモニタリングし、急潮予測精度の向上を図るとともに、海洋調査船で定期的に海洋観測を行い、温暖化等による本府沿岸海域の環境変化を把握する。
		降水量の変化による丹波黒大豆への影響調査	丹波黒大豆について気象要素と収量・品質との関係を明らかにするために温暖化等の影響評価を目的とした栽培実験を実施している。

## 第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

### 1 「京都府土地利用基本計画」

「京都府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という）は、京都府国土利用計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、昭和50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と、土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。

また、計画書については、基本計画の基となる京都府国土利用計画を平成29年1月に策定したことから、30年1月に改定しています。

## 第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、「環境基本法」に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

### 1 「京都地域公害防止計画」の概要

#### (1) 計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

(2) 計画の期間

23年度から32年度の10年間

(3) 計画の主要課題

河川の水質汚濁について、大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

(4) 計画の目標

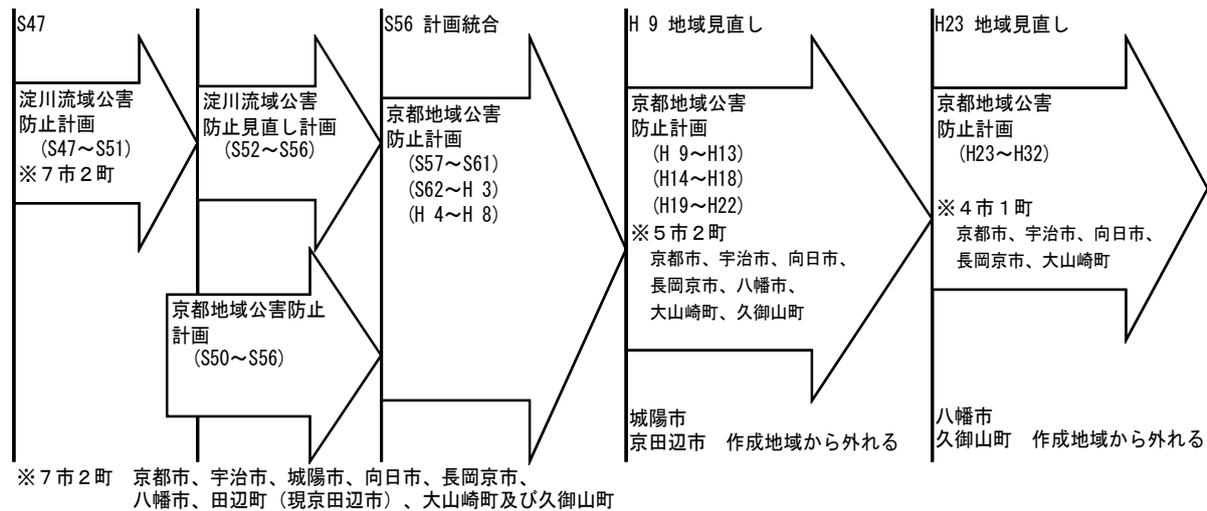
環境基準の達成

(5) 講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯

図3-49 計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

29年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-59のとおり、1,658件（前年度比+11件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等**典型7公害\***の苦情は1,029件（前年度比-22件）、廃棄物投棄等**典型7公害**以外の苦情は629件（前年度比+33件）でした。

典型7公害では騒音・悪臭・大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の83%を占めました。

典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情の46%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-50、発生源種類別苦情件数は図3-51、地域別苦情件数は図3-52及び公害苦情件数の経年変化は図3-53のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていません。また、同一人からの同一苦

情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っています。

表3-59 28年度及び29年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外 廃棄物投棄	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計			
29	309	142	7	375	22	1	173	1,029	629	[287]	1,658
28	293	150	2	364	24	0	218	1,051	596	[262]	1,647

図3-50 公害苦情の種類別件数

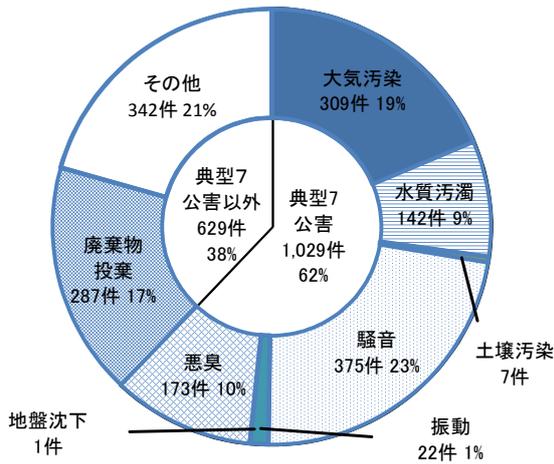


図3-51 発生源種類別苦情件数

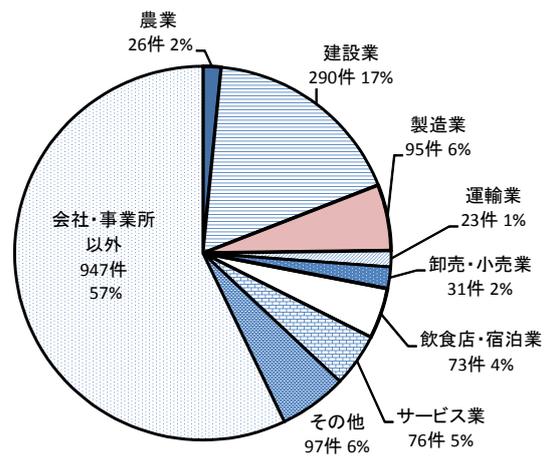
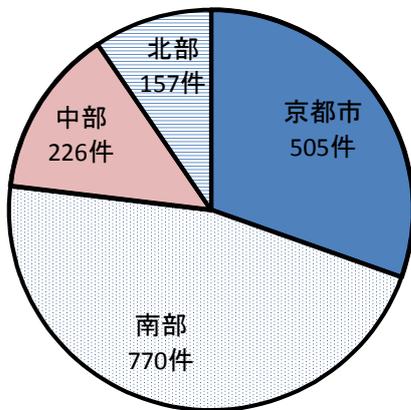
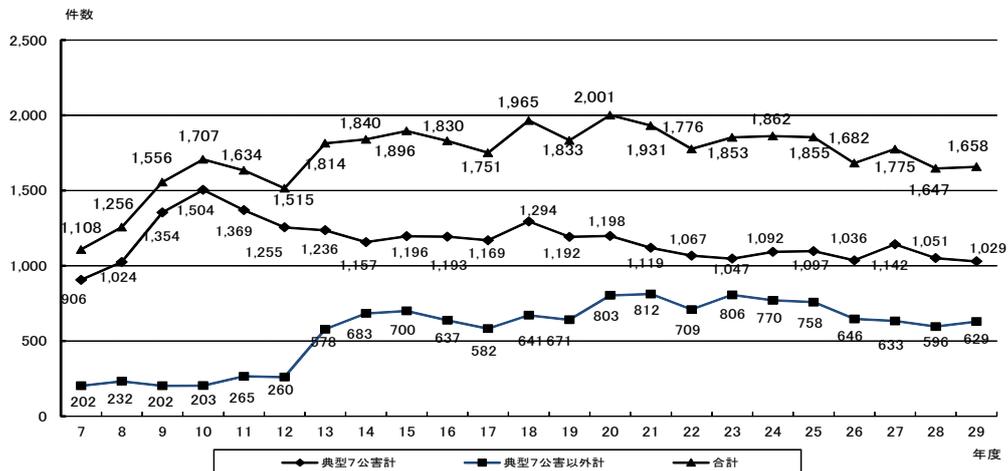


図3-52 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市及び京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図3-53 公害苦情件数の経年変化



## 2 公害紛争の処理

被害者から申立のあった公害苦情について、まずは公害苦情相談窓口において対応されますが、この段階での解決が難しく、当事者間の関係もこじれてしまうような場合、公害紛争として扱われます。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

30年末までに受理した公害紛争事件は49件（調停48件、仲裁1件）で、処理状況は調停成立16件、調停打ち切り21件、調停申請取下げ8件（一部調停打ち切り・一部申請取下げの2件を含みます）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が36件、京都市以外が13件となっています。

## 第7節 規制的措施

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

29年中は、家屋解体業者による産業廃棄物の不法投棄事犯等、廃棄物に係る事犯158件（前年対比-20件）、184人（前年対比-21人）を検挙したほか、行政指導を無視した土砂条例違反等、その他の環境事犯4件（前年対比+2件）、2人（前年対比±0件）を検挙しています。

表3-61 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	25年		26年		27年		28年		29年	
	件数	人員								
廃棄物に係る事犯	197	264	187	213	186	227	178	205	158	184
その他の環境事犯	7	3	5	5	3	1	2	2	4	2
合計	204	267	192	218	189	228	180	207	162	186

注) 暦年(1~12月)による

## 第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあつて埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。